

ゆずの郷やまぶき及び庄川河川敷公園 指定管理者募集要項

(令和6年7月25日)

富山県砺波市

ゆずの郷やまぶき及び庄川河川敷公園指定管理者募集要項

ゆずの郷やまぶき（以下「やまぶき」という。）及び庄川河川敷公園（以下「公園」という。）の指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 対象施設の概要

（１） やまぶき

ア 所在地 砺波市庄川町庄 5 1 3 4 番地 1

イ 設置目的・管理方針

「庄川清流温泉」を楽しめる健康・福祉・交流拠点をコンセプトに子どもから高齢者まで誰もが快適に利用でき、親しまれ、市民の健康増進と福祉の向上を図り、もって地域社会の活性化に寄与すること目的として、平成 2 8 年に整備した健康福祉施設です。

施設の管理にあたっては、生活相談及び健康相談、健康づくりの推進、レクリエーション及び趣味活動など設置目的を達成するための事業を行うよう努めるものとします。

ウ 構 造 鉄筋コンクリート造平屋建

エ 敷地面積 4, 2 5 2. 6 1 m²

オ 延床面積 9 0 8. 0 9 m²

カ 施設内容 1 階 一般浴室（男女）、和室（1 ～ 3）、機能訓練室、事務室、ラウンジ、厨房等

屋外 車庫、駐車場、植栽等

（２） 公園

ア 所在地 砺波市庄川町庄 7 1 1 番地ほか

イ 設置目的・管理方針

庄川の清流に親しみ、市民や訪れる皆さんの健康と福祉の増進・交流の場として、子供から高齢者まで幅広い年代層が楽しめるレクリエーション・スポーツ空間として、平成 2 7 年に整備した都市公園です。

園内には、親水広場のほかパットゴルフ場やパークゴルフ場などがあります。

公園の管理にあたっては、来園者の安全性の確保はもとより、多様なニーズに対応したサービスの提供により、一層快適に利用していただけるように努めるものとします。

ウ 施設の概要

公園敷地面積 7. 5 ha

エ 主要公園施設

（ア） パットゴルフ場 9, 5 0 6 m²

（イ） 芝生広場 8, 0 8 3 m²

- (ウ) ローラースケート場 1, 1 6 7 m²
- (エ) ラジコンカー広場 6 6 2 m²
- (オ) パークゴルフ場 3 5, 3 3 9 m²
- (カ) 自由広場 7 9 1 m²
- (キ) クラブハウス
 - 構 造 木造 2 階建
 - 延床面積 1 7 1 . 3 0 m²
 - 施設内容 1 階 受付、事務室、休憩スペース、トイレ (男女)
 - 2 階 会議室
- (ク) 倉庫
 - 構 造 鉄骨造平屋建
 - 延床面積 7 6 . 6 m²
 - 施設内容 1 階 物置
- (ケ) 駐車場
 - 面 積 1, 2 3 0 m²

2 指定期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで (5 年間)

3 指定管理者の業務等の範囲

- (1) 砺波市健康福祉施設条例 (以下「福祉施設条例」という。) 第 6 条に規定する業務。
- (2) 砺波市都市公園条例 (以下「都市公園条例」という。) 第 5 条の 3 に規定する業務。
- (3) その他、別紙「ゆずの郷やまぶき指定管理者仕様書」及び「庄川河川敷公園指定管理者仕様書」に定めるとおり。

4 指定管理者の管理の基準

(1) やまぶき

ア 開館時間

福祉施設条例第 7 条に規定するとおり。なお、指定管理者が、市民サービスの向上に有効と判断するときは、開館時間を延長することができるものとします。

イ 休館日

福祉施設条例第 8 条に規定するとおり。なお、指定管理者が、市民サービスの向上に有効と判断するときは、休館日に開館することができるものとします。

ウ 関係法令及び条例の規定を遵守すること。

エ 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこととし、秘密の保持に努めること。

(2) 公園

ア 供用日

都市公園条例別表第2に規定するとおり。なお、指定管理者が、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、供用日を変更することができるものとします。

イ 供用時間

都市公園条例別表第2に規定するとおり。なお、指定管理者が、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、供用時間を変更することができるものとします。

別表第2

有料公園施設名	供用日	供用時間	備考
砺波市パットゴルフ場、砺波市パークゴルフ場	4月1日から 11月30日まで	午前9時から午後 6時まで	指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、左欄の供用日及び供用時間を変更することができる。

ウ 休園日

福祉施設条例第8条の規定を準用する。なお、指定管理者が、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、休園日に開園することができるものとします。

エ 関係法令及び条例の規定を遵守すること。

オ 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこととし、秘密の保持に努めること。

5 指定管理料

指定管理業務にかかる費用は、議決後に指令文により指定するとともに、その支払方法については、市と指定管理者との間で協定を締結します。なお、この協定の管理業務に係る委託料は、各会計年度における砺波市の予算額以内となるため、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

6 利用料金制

指定管理者は、福祉施設条例第11条及び都市公園条例第10条の2に定める利用料金を条例に定める範囲で自らの責任において決定（砺波市の承認は必要）し、自らの収入とすることができるものとします。

なお、指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減免することができるものとします。

また、やまぶきにおいて、指定管理から生じる利用料金等の収入等の一部については、市へ納入するものとします。

7 応募資格

市内に主たる事務所を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、安定して管理を行うことができる物的能力及び人的能力を有する者。ただし、次の各号に該当する団体等（共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）は、応募できません。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当する団体等
- (2) 市から指定を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない団体等
- (3) 市から指定の全部又は一部を停止され、停止期間満了の日から6月を経過しない団体
- (4) 税（国税、県税及び市税）を滞納している団体等
- (5) 団体等の代表者が税を滞納している団体等
- (6) 手形又は銀行取引停止処分がなされ、又は支払い停止事由が発生し、これが改善しない団体等
- (7) 差押、仮差押又は仮処分がなされ、これが解消していない団体等
- (8) 破産、会社整理又は特別清算その他倒産等に関する法律の手続きについて申し立て（債権者が申し立てを行った場合を除く。次号において同じ。）がなされた団体等
- (9) 会社更生、民事再生の手続きについて申し立てがなされ、この手続きが終了していない団体等
- (10) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等を取り消され、その取り消しの日から1年を経過しない団体等
- (11) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から許認可等の停止処分を受け、又はその停止期間満了の日から3月を経過しない団体等
- (12) 当該公の施設の管理運営に必要な許認可等について、監督官庁から指導を受け、その状況が改善しない団体等
- (13) 市議会議員、市長、副市長及び地方自治法第180条の5の規定により市に設置する委員会の委員又は委員が無権責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者又は支配人を兼ねる法人等（市が資本金、基本金その他これらに順ずるものを出資している法人、公共団体及び公共的団体を除く。）でないこと。

8 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 管理運営費提案書

- (4) 収支計算書
 - (5) 団体概要書
 - (6) 定款、寄附行為その他これに準ずるもの
 - (7) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
 - (8) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の財務の状況を明らかにすることができる書類
 - (9) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の業務の状況を明らかにすることができる書類
 - (10) 申請の日の属する事業年度の計画及び損益の見込み又は収支の見込みを明らかにした書類
 - (11) 納税証明書（未納のないことを証明（国税（税目は法人税と消費税）・富山県民税・砺波市民税））
 - (12) 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類（従業員を雇用していない事業者は除く。）
 - (13) その他市長が必要と認める書類
- 提出部数 各1部

9 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和6年8月1日（木）から16日（金）まで
- (2) 受付方法 FAX又は電子メールで提出してください。（様式は任意）
- (3) 問合せ先

ア やまぶきについての問合せ先

砺波市福祉市民部社会福祉課地域福祉係

〒939-1398 砺波市栄町7番3号

TEL 0763-33-1111（内線125） FAX 0763-33-6186

E-mail shafuku@city.tonami.lg.jp

イ 公園についての問合せ先

砺波市建設水道部都市整備課都市計画係

〒939-1398 砺波市栄町7番3号

TEL 0763-33-1111（内線241） FAX 0763-33-6853

E-mail toshi@city.tonami.lg.jp

10 現地説明会の実施

現地説明会を希望される場合は、令和6年8月6日（火）午後5時15分までに次の申出先に連絡してください。

申出先

砺波市福祉市民部社会福祉課地域福祉係

〒939-1398 砺波市栄町7番3号
TEL 0763-33-1111（内線125） FAX 0763-33-6186
E-mail shafuku@city.tonami.lg.jp

11 指定管理者候補の審査基準

- （１） 事業計画書の内容が、利用者の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られること。
- （２） 事業計画書の内容が、福祉の向上、市民の健康及び地域社会の活性化に寄与するものであること。
- （３） 事業計画書の内容が、当該施設の適切な維持管理を図るものであること及び管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- （４） 申請団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

12 指定管理者の指定及び協定等

（１） 指定管理者の指定及び協定等

指定管理者の指定には、市議会の議決が必要なため、議決されれば指定管理者の指定となります。

（２） 協定の締結

市と指定管理者は、「ゆずの郷やまぶき及び庄川河川敷公園指定管理者基本協定書」を締結します。

13 指定管理者の申請に係る留意事項

- （１） 指定管理者の申請に当たっては、条例及び同施行規則を承知の上で申請してください。
- （２） 申請書類等に虚偽の記載があった場合には、失格とします。
- （３） 申請にかかる経費は、すべて申請者の負担とします。
- （４） 施設の管理のため、新たに法人等を設立する場合には、その法人等を申請者としてください。
- （５） 申請書類等は返却しません。
- （６） 提出された書類は、必要に応じて複写します。（使用は市役所内及び選定委員会での検討に限ります。）
- （７） 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- （８） 指定管理者が、協定の締結までに次の事項に該当するときは、その指定を取消し、協定を締結しないことがあります。
 - ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。
 - イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

14 提出先

砺波市役所福祉市民部社会福祉課

〒939-1398 砺波市栄町7番3号

TEL 0763-33-1111（内線125） FAX 0763-33-6186

15 提出期限

令和6年8月30日（金）午後5時15分まで

16 選定方法

申請書類に基づき選定委員会において候補者を選定します。

17 選定結果

後日、申請者に文書にて通知します。